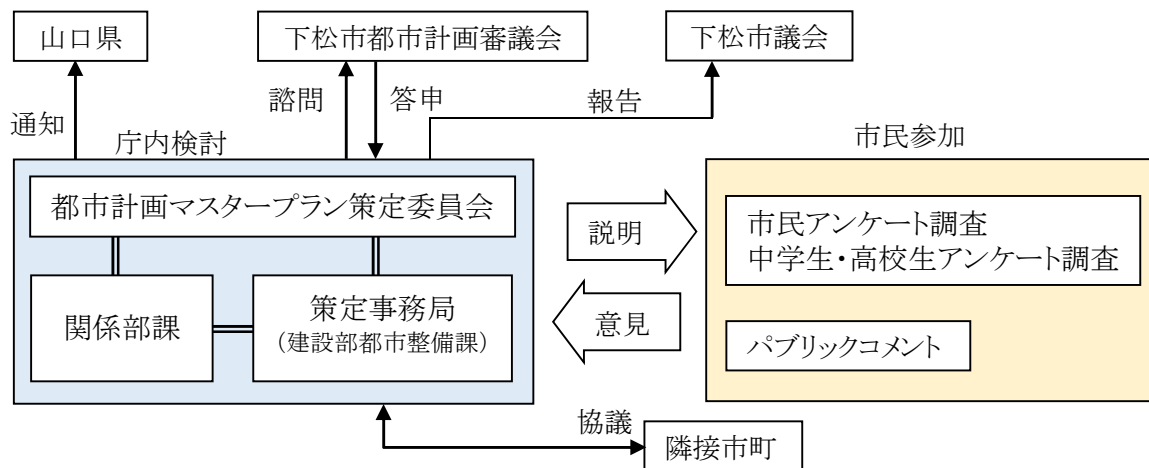


附.

參考資料

■ 都市計画マスタープラン（中間見直し）の策定体制



■ 都市計画マスタープラン（中間見直し）の策定経緯

令和元年	7月	策定体制確立 検討開始
	10月	第1回策定委員会
	11月	まちづくり市民アンケート調査実施 まちづくり中学生・高校生アンケート調査実施
令和2年	1月	第2回策定委員会
	3月	第3回策定委員会
	4月	市民アンケート調査結果を市広報に掲載
	5月	第4回策定委員会
	7月	第5回策定委員会
	10月	第6回策定委員会
	11月	パブリックコメント実施
	12月	下松市都市計画審議会に諮問
令和3年	3月	議会報告

■ 都市計画法第18条の二

(市町村の都市計画に関する基本的な方針)

市町村は、議会の議決を経て定められた当該市町村の建設に関する基本構想並びに都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に即し、当該市町村の都市計画に関する基本的な方針(以下この条において「基本方針」という。)を定めるものとする。

2 市町村は、基本方針を定めようとするときは、あらかじめ、公聴会の開催等住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

3 市町村は、基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表するとともに、都道府県知事に通知しなければならない。

4 市町村が定める都市計画は、基本方針に即したものでなければならない。

■ 用語解説

	用 語	解 説
【あ行】	アクセス	接近、近づきやすさの意味。交通の便。
	アメニティ	居住環境の快適性、住宅から環境、地域性まで含めた総合的な住み心地の良さのこと。
	インバウンド	主に日本の観光業界において、「外国人の日本旅行（訪日旅行）」あるいは「訪日外国人観光客」などの意味で用いられる。
	インフラ	基盤を意味するインフラストラクチャーの略語で、一般には、道路や港湾、鉄道など一般の社会経済基盤のことを指す。
	S D G s	「Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）」の略称。平成 27（2015）年 9 月に国連サミットで採択された、令和 12（2030）年までに持続可能でより良い世界を目指す国際社会共通の目標。
	エリアマネジメント	地域における良好な環境や地域の価値を維持・向上させるための、住民・事業主・地権者 等による主体的な取組。
【か行】	街区公園	主として街区内に居住する人の利用に供することを目的とし、誘致距離 250m の範囲内で、1 か所当たり面積 0.25ha を標準として配置する公園。
	開発行為	建築物の建築などを目的に、土地の区画を分割・統合したり、造成工事などを行うこと。
	合併処理浄化槽	し尿と生活雑排水を戸別にまとめて処理する浄化槽。
	関係人口	特定の地域に継続的な関心や交流を通じ、多様な形で関わる者を指す。
	緩衝緑地	大気汚染、騒音、振動、悪臭などの公害防止、緩和もしくはコンビナート地帯などの災害の防止を図ることを目的とする緑地。
	機能集約型の都市	環境負荷低減型の都市活動、効率的かつ効果的な都市整備のため、都市機能を極力集約的に配置した市街地。無秩序な拡散を抑制し、コンパクトな都市構造をつくる考え方。
	狭あい道路	法律上の定義はないが、主に建物の建築に際し敷地が接していなければならない基準の幅員 4m に満たない道路を指す。国土交通省の「狭あい道路整備等促進事業」では、建築基準法第 42 条第 2 項・第 3 項の指定を受けた道路（2 項道路・3 項道路）、未指定の通路などを狭あい道路としている。
	景観行政団体	景観法に基づき、景観計画の策定など、良好な景観形成のための具体的な施策を実施する団体で、下松市は平成 20（2008）年に景観行政団体に移行した。景観行政団体は、景観協議会の組織化、景観重要建造物及び景観重要樹木の指定、景観協定の認可、景観整備機構の指定等を行うことができる。
	景観協定	景観法に基づく制度のひとつで、景観計画区域内の一定の区域で、土地所有者等の全員の合意により締結される良好な景観の形成に関する協定で、景観行政団体の認可を受けたもの。
	景観計画	より良い景観形成を実現するためのルール等を定めた景観まちづくりを進めるための基本的な計画。

用 語	解 説
景観条例	美しいまちなみ・良好な都市景観を形成し保全するため、地方自治体が制定する条例。
景観地区	景観法により規定される、都市計画法上の地域地区のひとつ。景観地区内では、建築物・工作物の形態意匠（デザイン・色彩など）が規制・制限されるほか、高さ限度、壁面の位置等、開発行為等の規制を定めることができる。
景観づくり重点地区	景観計画区域内に定めることができるもので、地区の現況や課題を踏まえた景観づくりの方針や、地区独自のよりきめ細やかな景観づくり基準を設けることができる。
景観法	景観づくりを目的としたわが国初めての総合的な法律として平成 16（2004）年 12 月に施行された。まちなみや里山の景観整備により地域ごとの魅力を高め、活性化を図るという理念を持つ。
建築協定	建築基準法に基づき、一定の地域の土地所有者等の全員合意によって、建物の建て方や使い方などについて協定を締結し、生活環境の維持・向上を図る手法。
建蔽率	建築物の建築面積の敷地面積に対する割合。
コーホート要因法	基準年次の男女別年齢別人口を出発点とし、これに仮定された男女年齢別の生残率及び社会人口移動率、女性の年齢別出生率及び出生性比を適用して将来人口を推計する方法。
公共施設等総合管理計画	公共施設等全体を横断的に整理し、現状と将来の見通しを踏まえ、維持管理、大規模改修や建替え等の中長期的な視点から計画的・効果的に進めることによって、財政負担の軽減・平準化を図り、公共施設等を次の世代に継承することを目的として策定したもの。
合流式下水道	汚水と雨水を同一の管きょを用いて排除する下水道システムのこと。
国際バルク戦略港湾	国際競争力の増強を目的とした国の成長戦略の一環として指定された港湾。穀物、石炭、鉄鉱石がバルク貨物の対象となり、港湾機能を集中的に整備、強化する。
国土強靱化基本計画・地域計画	国土強靱化基本法に基づき、大規模災害が発生した場合でも、人命を守り、経済社会への被害が致命的にならず、迅速に回復する「強さとしなやかさ」を備えた国土を構築することを目的とした計画。
コミュニティ道路	住宅地の道路整備手法のひとつで、歩行者の安全性や快適性を重視した構造の道路であり、車道部分の蛇行等により自動車の速度を抑制するなどの特徴を持つ。
サイクルアンドライド	自転車で駅や拠点バス停まで行き、そこで鉄道やバスに乗り換えて市街地等に向かう交通形態。
G I S	地理情報システム（Geographic Information System）。地理的位置を手がかりに、位置に関する情報を持ったデータを総合的に管理・加工し、視覚的に表示し、高度な分析や迅速な判断を可能にする技術。

【さ行】

用 語	解 説
市街化区域	すでに市街地を形成している区域と、今後概ね 10 年以内に市街化を図るべき区域として都市計画区域内に定めるもので、都市的土地利用は原則として市街化区域内で行う。
市街化調整区域	市街化を抑制する区域であり、構造・用途や基礎の有無にかかわらず建物の建築が規制されている。
市街地開発事業	都市計画法に基づき、地方公共団体等が一定の地域について総合的な計画に基づき、公共施設や宅地などの整備を一体的に行い面的な市街地の開発を図るため、都市計画に定めるもの。土地区画整理事業、市街地再開発事業等がこれに当たる。
施設マネジメント	公共施設全体を、自治体経営の視点から総合的かつ統括的に企画、管理及び利活用する仕組み。
指定避難所・指定緊急避難場所	指定避難所は、災害の危険性があり避難した住民等が、必要な期間滞在するための施設。指定緊急避難場所は、津波、洪水等、災害による危険が切迫した状況において、住民等が緊急に避難する場所として位置づけたもの。
児童広場	児童遊園とともに児童の遊び場として提供される広場。
児童遊園	児童福祉法に規定されている児童厚生施設のひとつで、児童の健康の増進や情操を豊かにすることを目的とし、児童に安全かつ健全な遊びを提供する屋外施設を指す。
住居表示	市街地にある住居または事務所・事業所等の施設の所在場所を、街区符号と住居番号によって表示すること。住居表示に関する法律に基づく。
準用河川	河川法適用河川のうち、一級河川・二級河川以外で市町村長が指定したもの。市町村長が管理し、二級河川に関する規定が準用される。
将来フレーム	地域の各種計画の策定等にあって設定する、中・長期の目標となる将来の人口や土地利用面積などの目標値。過去の推移から推計し、かつ都市づくりの視点から総合的な検討を加えつつ設定する。
ストックマネジメント計画	公共インフラ等の施設の状況を客観的に把握、評価し、長期的な施設の状況を予測しながら、持続可能なものとなるよう施設を計画的かつ効率的に管理すること。
Society5.0	サイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）を高度に融合させたシステムにより経済発展と社会的課題の解決を両立する人間中心の社会として提唱されているもの。
総合計画	総合計画は地方自治体のまちづくり、行政運営の総合的指針となるもので、市政の最上位計画。
総合公園	都市住民全般の休息、鑑賞、散策、遊戯、運動など総合的な利用に供することを目的し、都市規模に応じ 1 か所当たり面積 10～50ha を標準として配置する公園。

【た行】

用 語	解 説
多自然川づくり	河川全体の自然の営みを視野に入れ、地域の暮らしや歴史・文化との調和にも配慮し、河川が本来有している生物の生息・生育・繁殖環境及び多様な河川景観を保全・創出するために、河川管理を行うこと。
多文化共生	国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと（総務省：多文化共生の推進に関する研究会報告書より）。
地域高規格道路	高規格幹線道路網を補完し高速交通体系の役割を果たし、地域構造を強化する規格の高い道路である。
地域地区	土地利用を規制・誘導するため、都市計画法に基づき都市計画区域内で定めることができるもの。用途地域、特別用途地区、防火地域及び準防火地域、風致地区などがある。
地区計画	地区の特性に応じたまちづくりを進めるため、道路等の公共施設の配置や建築物などに関する制限について、その地区の実情に応じた規制のルールを総合的かつ一体的にひとつの計画として定めた都市計画。
地区施設	地区計画の中で、地区整備計画において定めることができる道路・公園などの施設のこと。
長期未着手路線・公園	都市計画決定されてから長期間経過したのに、事業化の目処が立っていない都市計画道路や公園等の施設。
長寿命化	公共施設やインフラ等の耐久性を向上させ、改築までの期間（寿命）を伸ばす意味で使われる。
低炭素都市	地球温暖化を防ぐため、二酸化炭素やメタンなどの温室効果ガスを極力排出しない経済社会像。
特定貨物輸入拠点港湾	穀物、石炭、鉄鉱石といった資源を海外から集中して輸入するための拠点港湾で、港湾法に基づき国土交通大臣が指定する。徳山下松港は平成 30（2018）年に西日本初の指定となった。
特定重要港湾	国際海上輸送網または国内海上輸送網の拠点となる港湾その他の国の利害に重大な関係を有する港湾である重要港湾のうち、国際海上輸送網の拠点として特に重要として政令に定められている港湾。全国で 23 港が指定されている。
特別用途地区	用途地域内の一定の地区において当該地区の特性にふさわしい土地利用の増進、環境の保護等の特別な目的の実現を図るために用途地域の指定を補完する制度で、その目的によって制限を強化する場合と緩和する場合がある。
都市計画	都市の健全な発展と秩序ある整備を図ることなどを目的とし、土地利用のあり方、道路や公園などの都市施設の整備などの計画を策定し、その実現を図ること。
都市計画区域	都市計画法の規定が適用される区域のことで、自然環境や社会環境などから、一体の都市として総合的に開発したり保全したりする必要のある区域が指定される。

用 語	解 説
都市計画区域マスタープラン	都市計画法第6条の2に基づき、都道府県が都市計画区域ごとに、広域的な見地から概ね20年後の将来を見据えながら、道路、公園や市街地の整備等の概ね10年後の大きな方向性を示すもの。正式名は「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」。
都市計画公園	都市計画法により定められる公園であり、住みやすさ、楽しさ、安全性など都市の魅力を演出するもの。都市計画では公園の名称、位置、面積、区域等が決定され、規模や内容によって7種類に分類される。
都市計画道路	都市の骨格を形成し、安心して安全な市民生活と機能的な都市活動を確保する道路のこと。都市計画法に基づきルートや道路幅員が決められる。都市計画道路区域内には事業の円滑な実施のため、都市計画法により建築制限がかけられる。
都市公園	都市公園法に定められた、国または地方自治体が設置する公園。都市計画法による都市計画公園もこの中に含まれる。
都市施設	道路、公園、水道、学校、病院など、都市計画に定めることができる都市に必要な施設。都市施設として定めることで、計画的な整備・開発を行うことができる。
土地区画整理事業	土地区画整理法に基づき、居住環境の向上、宅地の整形化による利用増進などを目的とし、土地所有者等が土地の一部を提供し（減歩）、それを道路や公園などの新たな公共施設として活用し、換地手法により利用価値の高い整然とした市街地を整備する事業。
豊井地区まちづくり整備計画	豊井地区のまちづくりに関して、令和2（2020）年5月に土地区画整理事業に替わる新たな整備方針を定めた計画。
二級河川	河川法の適用を受ける河川を一級河川と二級河川に区分しており、国土交通大臣が指定する一級河川以外の水系の河川が二級河川で、都道府県知事が指定し、管理する。
農業振興地域	農業の近代化、公共投資の計画的推進など農業の振興を目的に「農業振興地域の整備に関する法律」で定められた地域。同区域内の市区町村は都道府県知事の認可を受けて農用地区域や農業生産の基盤整備・開発に関する事項などを含む農業振興地域整備計画を定める。
農用地区域	農業振興地域の整備に関する法律に基づく農業振興地域整備計画で、農用地として概ね10年先を見越して農用地として保全していくべき土地として定められている区域のこと。農用地区域内で開発行為をする場合は都道府県知事の許可が必要であり、原則として宅地などへの転用は認められない。
パークアンドライド	自宅から最寄り駅やバス停に近い周辺の駐車場に車を止める（パーク）、バスや鉄道等の公共交通に乗り換える（ライド）という、方法で目的地に向かう交通形態。
ハザードマップ	自然災害による被害を予測し、その被害範囲を地図化したもの。予測される災害の発生地点、被害の拡大範囲、被害程度、避難経路、避難場所等の情報が地図上に図示される。

【な行】

【は行】

用 語	解 説
バリアフリー	障壁（バリア）のない（フリー）の意。段差や仕切りをなくすなど高齢者や障害者に配慮をし、すべての人が不便を感じないで生活できるようにすることである。
ビオトープ	ドイツ語で「生き物のすみ場所」という意味。色々な種類の生き物が自分の力で生きていくことのできる自然環境をそなえた場所を指す。
福祉のまちづくり条例	高齢者、障害者等の日常生活や社会生活に制約のない、誰でも利用しやすい生活環境を整え、すべての人が自らの意思で自由に行動し、平等に参加することができる社会の構築のために山口県が定めた条例。
フロンティア	最前線、新天地などの意味を持つことば。
ポートセールス	貿易貨物の集積、寄港船舶の誘致を目的に、港湾の管理者等が関連企業等に自らの港湾のメリットを説明する、港湾振興の活動。
防火・準防火地域	都市計画で指定される地域で、火災を防止するため厳しい建築制限（建築物を耐火建築物とする等）が行われる地域である。準防火地域よりも防火地域の方が制限が厳しい。
防災公園	防災的役割を担う都市公園の中でも特に高い機能を持つもので、地震火災等の二次災害時における市民の生命、財産を守り、広域防災拠点、避難地、避難路としての役割を持つ。
星ふるまち	下松市は、推古天皇の頃（西暦 595 年頃）鷲頭庄青柳浦の松に大星が降り七日七夜光輝いたという伝説が名前の由来ともいわれ、「星ふるまち」下松として内外に紹介している。
【ま行】まち・ひと・しごと創生総合戦略	人口急減・超高齢化という課題に対し、各地域がそれぞれの特徴を活かした自律的で持続的な社会を創生することを目指し、国が第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を令和元（2019）年に定めており、地方自治体もそれぞれ人口維持の目標やそれに向けた施策を戦略として定めている。
みどりの基本計画	都市緑地法第4条に基づき、市町村が、緑地の保全や緑化の推進に関して、その将来像、目標、施策などを定める基本計画。これにより、緑地の保全及び緑化の推進を総合的、計画的に実施することができる。
みなとオアシス	地域住民の交流や観光の振興を通じた地域の活性化に資する「みなと」を核としたまちづくりを促進するため、住民参加による地域振興の取組が継続的に行われる施設として、国土交通省港湾局長が登録したもの。
モビリティマネジメント	一人一人のモビリティ（移動）が、社会的にも個人的にも望ましい方向（過度な自動車利用から公共交通等を適切に利用する等）に変化することを促す、コミュニケーションを中心とした交通政策。
【や行】ユニバーサルデザイン	文化・言語・国籍の違い、老若男女といった差異、障害・能力の如何を問わずに利用することができる施設・製品・情報の設計（デザイン）をいう。
容積率	建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合。

【ら行】

用 語	解 説
用途地域	都市計画法に基づく地域地区のうち最も基礎的なもので、住居、商業、工業などを適正に配置し機能的な都市活動を確保するとともに、計画的なまちづくりのため、建築物の用途や建蔽率、容積率、高さなどを規制・誘導するもの。
ライフライン	電気、ガス、水道など市民生活に必要なものを線（ライン）によって供給する施設や機能。命綱や生命線という意味からこう呼ばれる。
ランドマーク	その都市、地区を象徴する建物・広場・モニュメントなど。都市の顔となるもの。
立地適正化計画	持続可能な都市構造への再構築を目指し、人口減少社会に対応したコンパクトシティを実現するためのマスタープランで、中心部へ各種都市機能や居住を誘導するよう、市町村が必要に応じて策定する計画。
リジューム計画	下松駅南地区の活性化を図る目的で、昭和 62（1987）年度に創設された「都市活力再生拠点整備事業」により策定された「下松駅南地区再生計画（24.2ha）」と「下松駅南地区街区整備計画（4.1ha）」のことで、平成元（1989）年に旧建設大臣の承認を得た。
緑化協定	都市緑地法に基づき、良好な住環境を創るため、関係者全員の合意によって区域を設定し、緑地の保全又は緑化に関する協定を締結するもの。
緑化条例	緑化を進めるための条例。公共の土地や民間の事業所や宅地等の緑化の推進や義務が記され、具体的な緑化率を設ける場合もある。
緑地保全地区	都市緑地法に基づき、市街地の貴重なみどりを保全していくために指定するもの。指定区域内では、建築行為等が制限される。
【わ行】ワーク・ライフ・バランス	「仕事と生活の調和」と訳される。個人のライフスタイルやライフステージに応じた多様な働き方の実現を目指す考え方。

下松市都市計画マスタープラン

【令和３年３月改定】

発	行	山口県下松市
編	集	下松市 建設部 都市整備課
		〒744-8585 山口県下松市大手町三丁目３番３号
		Tel(0833)45-1700（代表）
		https://www.city.kudamatsu.lg.jp/



山口県下松市